

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照条文

一	都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）（第一条関係）	1
二	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（第二条関係）	10
三	都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百十八号）（第三条関係）	13
四	宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（第四条関係）	15
五	都市開発資金の貸付けに関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百二十二号）（第五条関係）	18
六	民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令（昭和六十二年政令第二百七十五号）（第六条関係）	19
七	不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）（第七条関係）	24
八	日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行令（平成十年政令第三百三十五号）（第八条関係）	26

改 正 案	現 行
<p>（都市再生事業支援業務に係る公益的施設の範囲）</p> <p>第八条 法第二十九条第一項第一号の政令で定める公益的施設は、医療施設、福祉施設その他国土交通大臣が定める施設であつて、国土交通大臣が定める基準に該当するものとする。</p>	<p>（新規）</p> <p>第八条 法第二十九条第一項第一号の政令で定める公益的施設は、医療施設、福祉施設その他国土交通大臣が定める施設であつて、国土交通大臣が定める基準に該当するものとする。</p>
<p>第九条 第十二条 （略）</p> <p>（市町村が決定又は変更をすることができる都市計画）</p> <p>第十三条 法第四十六条第五項の政令で定める都市計画は、次に掲げるものに関する都市計画（都市計画法第八十七条の二第一項の指定都市（以下この条及び第二十一条第一号ニにおいて「指定都市」という。）にあつては、第一号ハに掲げる都市施設（河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第五条第一項に規定する二級河川のうち、一の指定都市の区域内のみに存するものを除く。）に関する都市計画）とする。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>第八条 第十一条 （略）</p> <p>（市町村が決定又は変更をすることができる都市計画）</p> <p>第十二条 法第四十六条第五項の政令で定める都市計画は、次に掲げるものに関する都市計画（都市計画法第八十七条の二第一項の指定都市（以下この条及び第二十条第一号ニにおいて「指定都市」という。）にあつては、第一号イ(1)又はハに掲げる都市施設（河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第五条第一項に規定する二級河川のうち、一の指定都市の区域内のみに存するものを除く。）に関する都市計画）とする。</p> <p>一・二 （略）</p>
<p>第十四条 第十七条 （略）</p> <p>（都市再生推進法人がその都市計画の決定又は変更を提案することができる都市施設）</p> <p>第十八条 法第五十七条の二第一項第二号イの政令で定める都市施設は</p>	<p>第十三条 第十六条 （略）</p> <p>（都市再生整備推進法人がその都市計画の決定又は変更を提案することができる都市施設）</p> <p>第十七条 法第五十七条の二第一項第二号イの政令で定める都市施設は</p>

、次に掲げるもの（都市計画法施行令第九条第二項各号のいずれかに該当するものを除く。）とする。

一 五 （略）

六 都市施設のうち、法第百十九条第三号口の国土交通省令で定める施設に該当するもの

第十九条 （略）

（安全かつ円滑な交通を確保するために必要な基準）

第二十条 法第六十二条第一項第三号の政令で定める基準は、第十六条

第一号に掲げる施設等については、次のとおりとする。

一 自転車道、自転車歩行者道又は歩道上に設ける場合においては、道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該施設等を設けたときに自転車又は歩行者が通行することができる部分の一方の側の幅員が、国道にあつては道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第十条第三項本文、第十条の第二項又は第十一条第三項に規定する幅員、都道府県道又は市町村道（道路法第三条第四号の市町村道をいう。）にあつてはこれらの規定に規定する幅員を参酌して同法第三十条第三項の条例で定める幅員であること。

二 （略）

第二十一条 （略）

（居住誘導区域を定めない区域）

第二十二条 法第八十一条第十一項の政令で定める区域は、都市計画法

、次に掲げるもの（都市計画法施行令第九条第二項各号のいずれかに該当するものを除く。）とする。

一 五 （略）

六 都市施設のうち、法第七十四条第三号口の国土交通省令で定める施設に該当するもの

第十八条 （略）

（安全かつ円滑な交通を確保するために必要な基準）

第十九条 法第六十二条第一項第三号の政令で定める基準は、第十五条

第一号に掲げる施設等については、次のとおりとする。

一 自転車道、自転車歩行者道又は歩道上に設ける場合においては、道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該工作物を設けたときに自転車又は歩行者が通行することができる部分の一方の側の幅員が、国道にあつては道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第十条第三項本文、第十条の第二項又は第十一条第三項に規定する幅員、都道府県道又は市町村道にあつてはこれらの規定に規定する幅員を参酌して道路法第三十条第三項の条例で定める幅員であること。

二 （略）

第二十条 （略）

（新規）

施行令第八条第二項各号に掲げる土地の区域とする。

(都市計画の決定等の提案をすることができる特定住宅整備事業の住宅の戸数の要件)

第二十三条 法第八十六条第一項の政令で定める戸数は、二十戸とする。

(建築等の届出の対象となる住宅の戸数等の要件)

第二十四条 法第八十八条第一項の政令で定める戸数は、三戸とする。

2 法第八十八条第一項の政令で定める規模は、〇・一ヘクタールとする。

(建築等の届出を要しない軽易な行為その他の行為)

第二十五条 法第八十八条第一項第一号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為

二 前号の住宅等の新築

三 建築物を改築し、又はその用途を変更して第一号の住宅等とする行為

(建築等の届出を要しない都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為)

第二十六条 法第八十八条第一項第三号の政令で定める行為は、都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設(第三十四条において「都市計画施設」という。)を管理することとなる者が当該都市施設に関

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

する都市計画に適合して行う行為（都市計画事業の施行として行うものを除く。）とする。

（特定開発行為に係る住宅の戸数等の要件）

第二十七条 法第九十条の政令で定める戸数は、三戸とする。

2 法第九十条の政令で定める規模は、〇・一ヘクタールとする。

（技術的読替え）

第二十八条 法第九十条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える都市 計画法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十四条	同条	前条
第三十四条第十 号	建築物又は第一種特定工 作物の建築又は建設	住宅等（都市再生特 別措置法第九十条に 規定する住宅等をい う。第十三号におい て同じ。）の建築
第三十四条第十 二号及び第十四 号	市街化を 市街化区域内	住宅地化を 居住調整地域外
第三十四条第十 三号	区域区分 居住若しくは業務 建築物を建築し、又は自 己の業務の用に供する第 一種特定工作物を建設す	居住 居住調整地域 住宅等を建築する

（新規）

（新規）

第四十三条第一項ただし書	建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設	特定建築等行為（同条に規定する特定建築等行為をいう。以下この条において同じ。）
第四十三条第一項第一号、第二号及び第四号 第四十三条第一項第三号	建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設 仮設建築物の新築	住宅等で仮設のもの又は第二十九条第一項第二号に規定する建築物であるものに係る特定建築等行為
第四十三条第三項	第一項本文の建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設（同項各号）	特定建築等行為（第一項各号）

（開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可の基準）

第二十九条 法第九十条の規定により都市計画法第四十三条第二項の規定を読み替えて適用する場合における都市計画法施行令第三十六条第一項の規定の適用については、同項第一号中「建築物又は第一種特定工作物の敷地」とあるのは「住宅等（都市再生特別措置法（平成十四

年法律第二十二号）第九十条の規定により読み替えて適用する法第四十三条第一項に規定する住宅等をいう。第三号イを除き、以下この項

（新規）

において同じ。」の敷地」と、同号イ(4)並びに同項第二号並びに第三号イ及びハからホまでの規定中「建築物又は第一種特定工作物」とあるのは「住宅等」と、同号中「建築物又は第一種特定工作物が次の」とあるのは「住宅等がイ又はハからホまでの」と、同号イ中「法第三十四条第一号から第十号まで」とあるのは「都市再生特別措置法第九十条の規定により読み替えて適用する法第三十四条第十号」と、同号ハ及びホ中「市街化を」とあるのは「住宅地化を」と、「市街化区域内」とあるのは「居住調整地域外」と、同号ハ中「建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設」とあるのは「住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為」と、同号ニ中「法」とあるのは「都市再生特別措置法第九十条の規定により読み替えて適用する法」と、同号ニ及びホ中「建築し、又は建設する」とあるのは「建築する」とする。

(開発許可関係事務を処理する市町村長等の特例)

第三十条 法第九十三条第一項の規定により開発許可関係事務を処理する市町村長は、都市計画法施行令第三十六条第一項の規定の適用については、同項に規定する都道府県知事とみなす。

2 法第九十三条第一項の規定によりその長が開発許可関係事務を処理する市町村は、都市計画法施行令第十九条第一項ただし書、第二十二條の三第一項第三号ただし書、第四号及び第五号、第二十三條の三ただし書並びに第三十六條第一項第三号ハの規定の適用については、これらの規定に規定する都道府県とみなす。

(認定を申請することができる誘導施設等整備事業の規模)

第三十一条 法第九十五条第一項の政令で定める規模は、次の各号に掲

(新規)

(新規)

げる都市開発事業の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

一 当該都市機能誘導区域に係る誘導施設を有する建築物の整備に関する都市開発事業 五百平方メートル

二 当該都市機能誘導区域に係る誘導施設の利用者の利便の増進に寄与する施設を有する建築物の整備に関する都市開発事業 ○・一へクター

(誘導施設等整備事業支援業務に係る公益的施設の範囲)

第三十二条 法第三十条第一項第一号の政令で定める公益的施設は、医療施設、福祉施設その他国土交通大臣が定める施設であつて、国土交通大臣が定める基準に該当するものとする。

(建築等の届出を要しない軽易な行為その他の行為)

第三十三条 法第八十条第一項第一号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 当該地適正化計画に記載された誘導施設を有する建築物で仮設のもの、の建築の用に供する目的で行う開発行為
- 二 前号の誘導施設を有する建築物で仮設のもの、の新築
- 三 建築物を改築し、又はその用途を変更して第一号の誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為

(建築等の届出を要しない都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為)

第三十四条 法第八十条第一項第三号の政令で定める行為は、都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設に関する都市計画に適合して行う行為(都市計画事業の施行として行うものを除く。)とする

(新規)

(新規)

(新規)

(まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする会社の要件)

第三十五条 法第百十八条第一項の政令で定める要件は、株式会社にあつては総株主(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。)の議決権に占める市町村(同項の規定による指定を行う市町村長の統括する市町村をいう。以下この条において同じ。)の有する議決権の割合が百分の三以上であること、持分会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。)にあつてはその社員のうちに市町村があることとする。

(都市再生推進法人の業務として取得、管理及び譲渡を行う土地)

第三十六条 法第百十九条第四号の政令で定める土地は、同条第三号に規定する事業の用に供する土地及び当該事業に係る代替地の用に供する土地とする。

附 則

(認定を申請することができる都市再生整備事業の規模の特例)

2 平成二十八年三月三十一日までの間における第二十一条の規定の適用については、同条第一号中「次に」とあるのは「イからハまでに」と、同号イ中「既成市街地又は同条第四項に規定する近郊整備地帯」とあるのは「既成市街地」と、同号ロ中「既成都市区域又は同条第四項に規定する近郊整備区域」とあるのは「既成都市区域」と、同号ハ

(まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする会社の要件)

第二十一条 法第七十三条第一項の政令で定める要件は、株式会社にあつては総株主(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。)の議決権に占める市町村(同項の規定による指定を行う市町村長の統括する市町村をいう。以下この条において同じ。)の有する議決権の割合が百分の三以上であること、持分会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。)にあつてはその社員のうちに市町村があることとする。

(都市再生整備推進法人の業務として取得、管理及び譲渡を行う土地)

第二十二条 法第七十四条第四号の政令で定める土地は、同条第三号に規定する事業の用に供する土地及び当該事業に係る代替地の用に供する土地とする。

附 則

(認定を申請することができる都市再生整備事業の規模の特例)

2 平成二十八年三月三十一日までの間における第二十条の規定の適用については、同条第一号中「次に」とあるのは「イからハまでに」と、同号イ中「既成市街地又は同条第四項に規定する近郊整備地帯」とあるのは「既成市街地」と、同号ロ中「既成都市区域又は同条第四項に規定する近郊整備区域」とあるのは「既成都市区域」と、同号ハ中

中「都市整備区域」とあるのは「都市整備区域（首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和四十一年政令第三百十八号）第一条に規定する区域であるものに限る。」）と、同条第二号から第四号までの規定中「二までに」とあるのは「ハまでに」と、同号中「〇・二ヘクタール」とあるのは「〇・二ヘクタール（都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設を有する建築物の整備に関する都市開発事業で国土交通大臣が定める基準に該当するものにあつては、五百平方メートル）」とする。

「都市整備区域」とあるのは「都市整備区域（首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和四十一年政令第三百十八号）第一条に規定する区域であるものに限る。」）と、同条第二号から第四号までの規定中「二までに」とあるのは「ハまでに」と、同号中「〇・二ヘクタール」とあるのは「〇・二ヘクタール（都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設を有する建築物の整備に関する都市開発事業で国土交通大臣が定める基準に該当するものにあつては、五百平方メートル）」とする。

改 正 案	現 行
<p>（面積、高さ等の算定方法）</p> <p>第二条 次の各号に掲げる面積、高さ及び階数の算定方法は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 建築物の高さ 地盤面からの高さによる。ただし、次のイ、ロ又はハのいずれかに該当する場合には、それぞれイ、ロ又はハに定めるところによる。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 法第三十三条及び法第五十六条第一項第三号に規定する高さ並びに法第五十七条の四第一項、<u>法第五十八条及び法第六十条の三</u>第一項に規定する高さ（北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの最高限度が定められている場合におけるその高さに限る。）を算定する場合を除き、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の八分の一以内の場合においては、その部分の高さは、十二メートル（法第五十五条第一項及び第二項、法第五十六条の二第四項、法第五十九条の二第一項（法第五十五条第一項に係る部分に限る。）並びに法別表第四(㉔)欄二の項、三の項及び四の項口の場合には、五メートル）までは、当該建築物の高さに算入しない。</p> <p>ハ （略）</p> <p>七・八 （略）</p>	<p>（面積、高さ等の算定方法）</p> <p>第二条 次の各号に掲げる面積、高さ及び階数の算定方法は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 建築物の高さ 地盤面からの高さによる。ただし、次のイ、ロ又はハのいずれかに該当する場合には、それぞれイ、ロ又はハに定めるところによる。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 法第三十三条及び法第五十六条第一項第三号に規定する高さ並びに法第五十七条の四第一項及び<u>法第五十八条</u>に規定する高さ（北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの最高限度が定められている場合におけるその高さに限る。）を算定する場合を除き、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の八分の一以内の場合においては、その部分の高さは、十二メートル（法第五十五条第一項及び第二項、法第五十六条の二第四項、法第五十九条の二第一項（法第五十五条第一項に係る部分に限る。）並びに法別表第四(㉔)欄二の項、三の項及び四の項口の場合には、五メートル）までは、当該建築物の高さに算入しない。</p> <p>ハ （略）</p> <p>七・八 （略）</p>

(基準時)

第三百三十七条 この章において「基準時」とは、法第三条第二項（法第八十六条の九第一項において準用する場合を含む。以下この条、第三百三十七条の八、第三百三十七条の九及び第三百三十七条の十二第二項において同じ。）の規定により法第二十条、法第二十六条、法第二十七条、法第二十八条の二、法第三十条、法第三十四条第二項、法第四十七条、法第四十八条第一項から第十三項まで、法第五十一条、法第五十二条第一項、第二項若しくは第七項、法第五十三条第一項若しくは第二項、法第五十四条第一項、法第五十五条第一項、法第五十六条第一項、法第五十六条の二第二項、法第五十七条の四第一項、法第五十七条の五第一項、法第五十八条、法第五十九条第一項若しくは第二項、法第六十条第一項若しくは第二項、法第六十条の二第二項若しくは第二項、法第六十条の三第一項、法第六十一条、法第六十二条第一項、法第六十七条の二第二項若しくは第五項から第七項まで又は法第六十八条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けない建築物について、法第三条第二項の規定により引き続きそれらの規定（それらの規定が改正された場合においては改正前の規定を含むものとし、法第四十八条第一項から第十三項までの各項の規定又は法第六十一条と法第六十二条第一項の規定は、それぞれ同一の規定とみなす。）の適用を受けない期間の始期をいう。

(大規模の修繕又は大規模の模様替)

第三百三十七条の十二 (略)

2 法第三条第二項の規定により法第二十六条、法第二十七条、法第三

(基準時)

第三百三十七条 この章において「基準時」とは、法第三条第二項（法第八十六条の九第一項において準用する場合を含む。以下この条、第三百三十七条の八、第三百三十七条の九及び第三百三十七条の十二第二項において同じ。）の規定により法第二十条、法第二十六条、法第二十七条、法第二十八条の二、法第三十条、法第三十四条第二項、法第四十七条、法第四十八条第一項から第十三項まで、法第五十一条、法第五十二条第一項、第二項若しくは第七項、法第五十三条第一項若しくは第二項、法第五十四条第一項、法第五十五条第一項、法第五十六条第一項、法第五十六条の二第二項、法第五十七条の四第一項、法第五十七条の五第一項、法第五十八条、法第五十九条第一項若しくは第二項、法第六十条第一項若しくは第二項、法第六十条の二第二項若しくは第二項、法第六十一条、法第六十二条第一項、法第六十七条の二第二項若しくは第五項から第七項まで又は法第六十八条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けない建築物について、法第三条第二項の規定により引き続きそれらの規定（それらの規定が改正された場合においては改正前の規定を含むものとし、法第四十八条第一項から第十三項までの各項の規定又は法第六十一条と法第六十二条第一項の規定は、それぞれ同一の規定とみなす。）の適用を受けない期間の始期をいう。

(大規模の修繕又は大規模の模様替)

第三百三十七条の十二 (略)

2 法第三条第二項の規定により法第二十六条、法第二十七条、法第三

十条、法第三十四条第二項、法第四十七条、法第五十一条、法第五十二条第一項、第二項若しくは第七項、法第五十三条第一項若しくは第二項、法第五十四条第一項、法第五十五条第一項、法第五十六条第一項、法第五十六条の二第一項、法第五十七条の四第一項、法第五十七条の五第一項、法第五十八条、法第五十九条第一項若しくは第二項、法第六十条第一項若しくは第二項、法第六十条の二第一項若しくは第二項、法第六十条の三第一項、法第六十一条、法第六十二条第一項、法第六十七条の二第一項若しくは第五項から第七項まで又は法第六十八条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けない建築物について法第八十六条の七第一項の規定により政令で定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については、これらの修繕又は模様替の全てとする。

3・4 (略)

十条、法第三十四条第二項、法第四十七条、法第五十一条、法第五十二条第一項、第二項若しくは第七項、法第五十三条第一項若しくは第二項、法第五十四条第一項、法第五十五条第一項、法第五十六条第一項、法第五十六条の二第一項、法第五十七条の四第一項、法第五十七条の五第一項、法第五十八条、法第五十九条第一項若しくは第二項、法第六十条第一項若しくは第二項、法第六十条の二第一項若しくは第二項、法第六十一条、法第六十二条第一項、法第六十七条の二第一項若しくは第五項から第七項まで又は法第六十八条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けない建築物について法第八十六条の七第一項の規定により政令で定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については、これらの修繕又は模様替のすべてとする。

3・4 (略)

改正案	現行
<p>（建築等の届出を要しないその他の行為）</p> <p>第三十八条の七 法第五十八条の二第一項第五号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 建築基準法第六条第一項（同法第八十七条第一項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の確認又は同法第十八条第二項（同法第八十七条第一項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の通知を要する建築物の建築、工作物の建設又は建築物等の用途の変更（当該建築物等又はその敷地について地区計画において定められている内容（次に掲げる事項を除く。）の全てが同法第六十八条の二第一項（同法第八十七条第二項若しくは第三項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく条例で制限として定められている場合に限る。）</p> <p>イ 地区計画において定められている建築物の容積率の最高限度で、建築基準法第六十八条の五の規定により同法第五十二条第一項第一号から第四号までに定める数値とみなされるもの、同法第六十八条の五の三第一項の規定により同法第五十二条第一項第二号から第四号までに定める数値とみなされるもの又は同法第六十八条の五の四の規定により同法第五十二条第一項第二号若しくは第三号に定める数値とみなされるもの</p> <p>ロ （略）</p> <p>ハ 地区計画（再開発等促進区が定められている区域に限る。）に</p>	<p>（建築等の届出を要しないその他の行為）</p> <p>第三十八条の七 法第五十八条の二第一項第五号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 建築基準法第六条第一項（同法第八十七条第一項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の確認又は同法第十八条第二項（同法第八十七条第一項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の通知を要する建築物の建築、工作物の建設又は建築物等の用途の変更（当該建築物等又はその敷地について地区計画において定められている内容（次に掲げる事項を除く。）のすべてが同法第六十八条の二第一項（同法第八十七条第二項若しくは第三項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく条例で制限として定められている場合に限る。）</p> <p>イ 地区計画において定められている建築物の容積率の最高限度で、建築基準法第六十八条の五の規定により同法第五十二条第一項第一号から第四号までに定める数値とみなされるもの、同法第六十八条の五の二の規定により同法第五十二条第一項各号に定める数値とみなされるもの又は同法第六十八条の五の三の規定により同法第五十二条第一項第二号若しくは第三号に定める数値とみなされるもの</p> <p>ロ （略）</p> <p>ハ 地区計画（再開発等促進区が定められている区域に限る。）に</p>

において定められている次に掲げる事項

(1) (略)

(2) 建築物の建蔽率の最高限度で、当該敷地に係る法第八条第一項第一号に規定する用途地域に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率を超えるもの

(3) (略)

二 (略)

三・四 (略)

(都に関する特例)

第四十六条 法第八十七条の三第一項の政令で定める都市計画は、法第十五条の規定により市町村が定めるべき都市計画のうち、次に掲げるものに関する都市計画とする。

一 用途地域、特例容積率適用地区、高層住居誘導地区、居住調整地域又は特定用途誘導地区

二・四 (略)

において定められている次に掲げる事項

(1) (略)

(2) 建築物の建ぺい率の最高限度で、当該敷地に係る法第八条第一項第一号に規定する用途地域に関する都市計画において定められた建築物の建ぺい率を超えるもの

(3) (略)

二 (略)

三・四 (略)

(都に関する特例)

第四十六条 法第八十七条の三第一項の政令で定める都市計画は、法第十五条の規定により市町村が定めるべき都市計画のうち、次に掲げるものに関する都市計画とする。

一 用途地域、特例容積率適用地区又は高層住居誘導地区

二・四 (略)

改 正 案	現 行
<p>（法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分）</p> <p>第二条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処分 で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十三条第一項た だし書、第四十四条第一項第四号、第四十七条ただし書、第四十八 条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項た だし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項 ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、 第十二項ただし書及び第十三項ただし書、第五十二条第十項、第十 一項及び第十四項、第五十三条第四項及び第五項第三号、第五十三 条の二第一項第三号及び第四号（これらの規定を同法第五十七条の 五第三項において準用する場合を含む。）、第五十五条第三項各号 、第五十六条の二第一項ただし書、第五十七条の四第一項ただし書 、第五十九条第四項、第五十九条の二第一項、第六十条の三第一項 ただし書、第六十七条の二第三項第二号、第六十八条第一項第二号 及び第三項第二号、第六十八条の三第四項、第六十八条の五の三第 二項、第六十八条の七第五項、第八十六条第三項及び第四項並びに 第八十六条の二第二項及び第三項の許可、同法第五十七条の二第三 項の規定による指定、同法第八十六条第一項及び第二項、第八十六 条の二第一項並びに第八十六条の八第一項及び第三項の規定による 認定並びに同法第三十九条第二項、第四十三条の二、第四十九条第</p>	<p>（法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分）</p> <p>第二条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処分 で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十三条第一項た だし書、第四十四条第一項第四号、第四十七条ただし書、第四十八 条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項た だし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項 ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、 第十二項ただし書及び第十三項ただし書、第五十二条第十項、第十 一項及び第十四項、第五十三条第四項及び第五項第三号、第五十三 条の二第一項第三号及び第四号（これらの規定を同法第五十七条の 五第三項において準用する場合を含む。）、第五十五条第三項各号 、第五十六条の二第一項ただし書、第五十七条の四第一項ただし書 、第五十九条第四項、第五十九条の二第一項、第六十七条の二第三 項第二号、第六十八条第一項第二号及び第三項第二号、第六十八 条の三第四項、第六十八条の五の二第二項、第六十八条の七第五項、 第八十六条第三項及び第四項並びに第八十六条の二第二項及び第三 項の許可、同法第五十七条の二第三項の規定による指定、同法第八 十六条第一項及び第二項、第八十六条の二第一項並びに第八十六 条の八第一項及び第三項の規定による認定並びに同法第三十九条第二 項、第四十三条の二、第四十九条第一項、第四十九条の二、第五十</p>

一項、第四十九条の二、第五十条、第六十八条の二第一項及び第六十八条の九の規定に基づく条例の規定による処分

三〇二十七 (略)

(法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限)

第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。

一 (略)

二 建築基準法第三十九条第二項、第四十三条、第四十三条の二、第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十七条、第四十八条第一項から第十三項まで（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条の二（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第五十条（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第五十二条第一項から第十四項まで、第五十三条第一項から第六項まで、第五十三条の二第一項から第三項まで、第五十四条、第五十五条第一項から第三項まで、第五十六条、第五十六条の二、第五十七条の二第三項、第五十七条の四第一項、第五十七条の五、第五十八条、第五十九条第一項及び第二項、

条、第六十八条の二第一項及び第六十八条の九の規定に基づく条例の規定による処分

三〇二十七 (略)

(法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限)

第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。

一 (略)

二 建築基準法第三十九条第二項、第四十三条、第四十三条の二、第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十七条、第四十八条第一項から第十三項まで（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条の二（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第五十条（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第五十二条第一項から第十四項まで、第五十三条第一項から第六項まで、第五十三条の二第一項から第三項まで、第五十四条、第五十五条第一項から第三項まで、第五十六条、第五十六条の二、第五十七条の二第三項、第五十七条の四、第五十七条の五、第五十八条、第五十九条第一項及び第二項、第五十

第五十九条の二第一項、第六十条第一項及び第二項、第六十条の二第一項、第二項、第三項（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）及び第六項、第六十条の三第一項及び第二項（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第六十一条、第六十二条、第六十七条の二第一項及び第三項から第七項まで、第六十八条第一項から第四項まで、第六十八条の二第一項及び第五項（これらの規定を同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第六十八条の九、第七十五条、第七十五条の二第五項、第七十六条の三第五項、第八十六条第一項から第四項まで、第八十六条の二第一項から第三項まで並びに第八十六条の八第一項及び第三項

三〇三十二（略）

三十三 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十五条の七、第四十五条の八第五項及び第四十五条の十一第四項（これらの規定を同法第四十五条の十三第三項、第四十五条の十四第三項及び第七十三条第二項において準用する場合を含む。）、第四十五条の二十、第八十八条第一項及び第二項並びに第八十八条第一項及び第二項

三十四〇三十七（略）

2・3（略）

九条の二第一項、第六十条第一項及び第二項、第六十条の二第一項から第三項まで及び第六項、第六十一条、第六十二条、第六十七条の二第一項及び第三項から第七項まで、第六十八条第一項から第四項まで、第六十八条の二第一項及び第五項（これらの規定を同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第六十八条の九、第七十五条、第七十五条の二第五項、第七十六条の三第五項、第八十六条第一項から第四項まで、第八十六条の二第一項から第三項まで並びに第八十六条の八第一項及び第三項

三〇三十二（略）

三十三 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十五条の七、第四十五条の八第五項及び第四十五条の十一第四項（これらの規定を同法第四十五条の十三第三項、第四十五条の十四第三項及び第七十二条の二第二項において準用する場合を含む。）並びに第四十五条の二十

三十四〇三十七（略）

2・3（略）

改 正 案	現 行
<p>（資金の貸付けの対象となる都市再生推進法人又はまちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする法人）</p> <p>第二十五条 法第一条第六項の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>一 一般社団法人又は一般財団法人である都市再生推進法人であること。</p> <p>二 次のいずれにも該当する法人であること。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）<u>第百十九条</u> <u>第三号</u>に規定する事業を施行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。</p> <p>（資金の貸付けの対象となる都市開発事業等に要する費用の範囲）</p> <p>第二十六条 法第一条第六項の政令で定める費用の範囲は、都市再生特別措置法<u>第百十九条</u><u>第三号</u>に規定する事業に要する費用の二分の一とする。</p>	<p>（資金の貸付けの対象となる都市再生整備推進法人又はまちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする法人）</p> <p>第二十五条 法第一条第六項の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>一 一般社団法人又は一般財団法人である都市再生整備推進法人であること。</p> <p>二 次のいずれにも該当する法人であること。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）<u>第七十四条</u> <u>第三号</u>に規定する事業を施行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。</p> <p>（資金の貸付けの対象となる都市開発事業等に要する費用の範囲）</p> <p>第二十六条 法第一条第六項の政令で定める費用の範囲は、都市再生特別措置法<u>第七十四条</u><u>第三号</u>に規定する事業に要する費用の二分の一とする。</p>

改 正 案	現 行
<p>（民間都市開発事業の要件等）</p> <p>第二条 法第二章及び第四章に規定する民間都市開発事業についての法第二条第二項第一号の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>一 次のイ及びロに該当するものであること。</p> <p>イ 法第二条第二項第一号に規定する事業が行われる土地（水面を含む。次項において同じ。）の区域の面積が、二千平方メートル（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）第八条第一項の同意基本計画に係る拠点地区内、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第九項に規定する地区計画等の区域（その整備を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものに限る。ロにおいて同じ。）内、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画の区域内、同法第八十一条第一項に規定する立地適正化計画に記載された同条第二項第三号に規定する都市機能誘導区域（その整備を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものに限る。ロにおいて同じ。）内又は中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第十六条第一項に規定する認定中心市街地の区域内においては、千平方メートル）以上であること。</p> <p>ロ 整備される建築物の延べ面積（整備される建築物が二以上ある</p>	<p>（民間都市開発事業の要件等）</p> <p>第二条 法第二章及び第四章に規定する民間都市開発事業についての法第二条第二項第一号の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>一 次のイ及びロに該当するものであること。</p> <p>イ 法第二条第二項第一号に規定する事業が行われる土地（水面を含む。次項において同じ。）の区域の面積が、二千平方メートル（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）第八条第一項の同意基本計画に係る拠点地区内、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第九項に規定する地区計画等の区域（その整備を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものに限る。ロにおいて同じ。）内、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画の区域内又は中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第十六条第一項に規定する認定中心市街地の区域内においては、千平方メートル）以上であること。</p> <p>ロ 整備される建築物の延べ面積（整備される建築物が二以上ある</p>

ときは、その延べ面積の合計。次項において同じ。)が、二千平方メートル(都市計画法第四条第九項に規定する地区計画等の区域内において整備される建築物若しくは貨物流通の事業を行う者が利用するための建築物(港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第五項に規定する港湾施設に係るものに限る。)でその整備を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するもの又は都市再生特別措置法第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画の区域内、同法第八十一条第一項に規定する立地適正化計画に記載された同条第二項第三号に規定する都市機能誘導区域内若しくは中心市街地の活性化に関する法律第十六条第一項に規定する認定中心市街地の区域内において整備される建築物については、千平方メートル)以上であること。

二 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二百二十九条の六の認定再開発事業計画に係る再開発事業又は都市再生特別措置法第九十九条に規定する認定誘導事業(同法第八十一条第二項第三号に規定する誘導施設を有する建築物の整備に関するものに限る。)であること。

2・3 (略)

(民間都市開発推進機構が参加し、又は資金の融通を行うことができ
る民間都市開発事業の施行される地域に関する要件)

第三条 (略)

2 法第四条第一項第一号に掲げる業務であつて都市再生特別措置法第九十九条に規定する認定誘導事業に係るものについては、同号の政令で定める地域は、前項の規定にかかわらず、同項第二号に該当する地域とする。

ときは、その延べ面積の合計。次項において同じ。)が、二千平方メートル(都市計画法第四条第九項に規定する地区計画等の区域内において整備される建築物若しくは貨物流通の事業を行う者が利用するための建築物(港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第五項に規定する港湾施設に係るものに限る。)でその整備を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するもの又は都市再生特別措置法第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画の区域内若しくは中心市街地の活性化に関する法律第十六条第一項に規定する認定中心市街地の区域内において整備される建築物については、千平方メートル)以上であること。

二 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二百二十九条の六の認定再開発事業計画に係る再開発事業であること。

2・3 (略)

(民間都市開発推進機構が参加し、又は資金の融通を行うことができ
る民間都市開発事業の施行される地域に関する要件)

第三条 (略)

附 則

(阪神・淡路大震災により被害を受けた市街地における民間都市開発事業の要件の特例)

第一条の二 阪神・淡路大震災により被害を受けた市街地のうち、都市計画法第四条第九項に規定する地区計画等の区域(その緊急かつ健全な復興を図るべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものに限る。)又は同法第十条の四第一項に規定する被災市街地復興推進地域内において施行される法第二条第二項第一号に規定する民間都市開発事業についての第二条第一項の規定の適用については、当分の間、同項第一号イ中「二千平方メートル(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)第八条第一項の同意基本計画に係る拠点地区内、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第九項に規定する地区計画等の区域(その整備を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものに限る。ロにおいて同じ。))内、都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画の区域内、同法第八十一条第一項に規定する立地適正化計画に記載された同条第二項第三号に規定する都市機能誘導区域(その整備を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものに限る。ロにおいて同じ。))内又は中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第十六条第一項に規定する認定中心市街地の区域内においては、千平方メートル」とあるのは「千平方メートル」と、同号ロ中「地区計画等の区域内」とあるのは「地区計画等の区域(その整備を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める

附 則

(阪神・淡路大震災により被害を受けた市街地における民間都市開発事業の要件の特例)

第一条の二 阪神・淡路大震災により被害を受けた市街地のうち、都市計画法第四条第九項に規定する地区計画等の区域(その緊急かつ健全な復興を図るべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものに限る。)又は同法第十条の四第一項に規定する被災市街地復興推進地域内において施行される法第二条第二項第一号に規定する民間都市開発事業についての第二条第一項の規定の適用については、当分の間、同項第一号イ中「二千平方メートル(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)第八条第一項の同意基本計画に係る拠点地区内、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第九項に規定する地区計画等の区域(その整備を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものに限る。ロにおいて同じ。))内、都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画の区域内又は中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第十六条第一項に規定する認定中心市街地の区域内においては、千平方メートル」とあるのは「千平方メートル」と、同号ロ中「区域内」とあるのは「区域(その整備を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものに限る。))内」とする。

基準に該当するものに限る。」内」と、「都市機能誘導区域内」とあるのは「都市機能誘導区域（その整備を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものに限る。）内」とする。

（民間都市開発推進機構が参加することができる民間都市開発事業の要件の特例）

第一条の三 平成二十八年三月三十一日までの間における法第四条第一項第一号及び第三号から第五号まで並びに第十五条に規定する民間都市開発事業（防災上有効な備蓄倉庫その他の施設又は都市の居住者の共同の福祉若しくは利便のため必要な施設を有する建築物の整備に関するものに限る。）で国土交通大臣が定める基準に該当するものについての第二条第一項の規定の適用については、同項第一号イ中「二千平方メートル（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）第八条第一項の同意基本計画に係る拠点地区内、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第九項に規定する地区計画等の区域（その整備を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものに限る。ロにおいて同じ。）内、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画の区域内、同法第八十条第一項に規定する立地適正化計画に記載された同条第二項第三号に規定する都市機能誘導区域（その整備を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものに限る。ロにおいて同じ。）内又は中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第十六条第一項に規定する認定中心市街地の区域内においては、千平方メートル）」とあるのは「五百平方メートル」と、同号ロ中「地区計画等の区域内」とあるのは「地区計画等の区域（その整備を特に

（民間都市開発推進機構が参加することができる民間都市開発事業の要件の特例）

第一条の三 平成二十八年三月三十一日までの間における法第四条第一項第一号及び第三号から第五号まで並びに第十五条に規定する民間都市開発事業（防災上有効な備蓄倉庫その他の施設又は都市の居住者の共同の福祉若しくは利便のため必要な施設を有する建築物の整備に関するものに限る。）で国土交通大臣が定める基準に該当するものについての第二条第一項の規定の適用については、同項第一号イ中「二千平方メートル（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）第八条第一項の同意基本計画に係る拠点地区内、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第九項に規定する地区計画等の区域（その整備を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものに限る。ロにおいて同じ。）内、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画の区域内又は中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第十六条第一項に規定する認定中心市街地の区域内においては、千平方メートル）」とあるのは「五百平方メートル」と、同号ロ中「地区計画等の区域内」とあるのは「地区計画等の区域（その整備を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものに限る。）内」とする。

促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものに限る。内」と、「都市機能誘導区域内」とあるのは「都市機能誘導区域（その整備を特に促進すべきものとして国土交通大臣が定める基準に該当するものに限る。）内」とする。

（特定民間都市開発事業に係る地域の特例）

第一条の四 平成二十八年三月三十一日までの間における法第四条第一項第一号に掲げる業務（法第二条第二項第一号に規定する民間都市開発事業のうち防災上有効な備蓄倉庫その他の施設を有する建築物の整備に関するもので国土交通大臣が定める基準に該当するものに限る。）については、法第四条第一項第一号の政令で定める地域は、第三条第一項の規定にかかわらず、同項第二号に該当する地域とする。

（特定民間都市開発事業に係る地域の特例）

第一条の四 平成二十八年三月三十一日までの間における法第四条第一項第一号に掲げる業務（法第二条第二項第一号に規定する民間都市開発事業のうち防災上有効な備蓄倉庫その他の施設を有する建築物の整備に関するもので国土交通大臣が定める基準に該当するものに限る。）については、法第四条第一項第一号の政令で定める地域は、第三条の規定にかかわらず、同条第二号に該当する地域とする。

改 正 案	現 行
<p>（広告の規制等に係る許可等の処分）</p> <p>第六条 法第十八条第一項及び第十九条の法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十三条第一項ただし書、第四十四条第一項第四号、第四十七条ただし書、第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書及び第十三項ただし書、第五十二条第十項、第十三項及び第十四項、第五十三条第四項及び第五項第三号、第五十三条の二第一項第三号及び第四号（これらの規定を同法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。）、第五十五条第三項各号、第五十六条の二第一項ただし書、第五十七条の四第一項ただし書、第五十九条第四項、第五十九条の二第一項、第六十条の三第一項ただし書、第六十七条の二第三項第二号、第六十八条第一項第二号及び第三項第二号、第六十八条の三第四項、第六十八条の五の三第二項、第六十八条の七第五項、第八十六条第三項及び第四項並びに第八十六条の二第二項及び第三項の許可、同法第五十七条の二第三項の規定による指定、同法第八十六条第一項及び第二項、第八十六条の二第一項並びに第八十六条の八第一項及び第三項の規定による認定並びに同法第三十九条第二項、第四十三条の二、第四十九条第</p>	<p>（広告の規制等に係る許可等の処分）</p> <p>第六条 法第十八条第一項及び第十九条の法令に基づく許可等の処分で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十三条第一項ただし書、第四十四条第一項第四号、第四十七条ただし書、第四十八条第一項ただし書、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書、第十二項ただし書及び第十三項ただし書、第五十二条第十項、第十三項及び第十四項、第五十三条第四項及び第五項第三号、第五十三条の二第一項第三号及び第四号（これらの規定を同法第五十七条の五第三項において準用する場合を含む。）、第五十五条第三項各号、第五十六条の二第一項ただし書、第五十七条の四第一項ただし書、第五十九条第四項、第五十九条の二第一項、第六十七条の二第三項第二号、第六十八条第一項第二号及び第三項第二号、第六十八条の三第四項、第六十八条の五の二第二項、第六十八条の七第五項、第八十六条第三項及び第四項並びに第八十六条の二第二項及び第三項の許可、同法第五十七条の二第三項の規定による指定、同法第八十六条第一項及び第二項、第八十六条の二第一項並びに第八十六条の八第一項及び第三項の規定による認定並びに同法第三十九条第二項、第四十三条の二、第四十九条第</p>

一 項、第四十九条の二、第五十条、第六十八条の二第一項及び第六十八
条の九の規定に基づく条例の規定による処分
三〇三十一 (略)

条、第六十八条の二第一項及び第六十八条の九の規定に基づく条例
の規定による処分
三〇三十一 (略)

改正案	現行
<p>（投資の対象）</p> <p>第六条 法第二十一条第一項の規定により機構が投資することができる事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 機構の所有する資産（法第十三条第一項及び第二項に規定する業務（次条において「特例業務」という。）に係るものに限る。次号において同じ。）の処分を促進するための調査、企画又は広報を行う事業</p> <p>三 （略）</p> <p>（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令の特例）</p> <p>第七条 （略）</p> <p>（削る）</p>	<p>（投資の対象）</p> <p>第六条 法第二十一条第一項の規定により機構が投資することができる事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 機構の所有する資産（法第十三条第一項及び第二項に規定する業務（次条及び第八条において「特例業務」という。）に係るものに限る。次号において同じ。）の処分を促進するための調査、企画又は広報を行う事業</p> <p>三 （略）</p> <p>（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令の特例）</p> <p>第七条 （略）</p> <p>第八条 機構は、特例業務を行う場合においては、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項の規定による市街化区域又は市街化調整区域において、同法第四条第十二項に規定する開発行為（同法第二十九条第一項各号に掲げるものを除く。）を行おうとするときは、当該開発行為について、あらかじめ、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市における場合にあつては当該指定都市、中核市又は特例市の長とし、都市計画法第二十九条の事務が地方自</p>

治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定により市町村が処理することとされている場合又は都市計画法第八十六条の規定により港務局長に委任されている場合にあつては当該市町村の長又は港務局長とする。）に協議しなければならない。